

新型コロナウイルス対応について⑬

ドイツでは新型コロナウイルス感染者が急増しており、メルケル連邦首相が各州首相と協議して、11月2日より厳しい制限措置を取ることを発表いたしました。

フランクフルト日本人学校幼稚部としては、10月31日を区切りととらえてきましたが、現在の状況を考慮し、新型コロナウイルス対策を下記の通り継続して実施してまいりますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、今後州政府等により新型コロナウイルス対策に新しい指示があった場合には文書にてお知らせいたします。

記

一部改訂の「幼稚部におけるコロナウイルス感染防止対策」改訂版③により、園児たちが安全で楽しい園生活を送れるよう努めます。保護者の皆様におかれましても、「登園再開に当たっての留意点（お願い）」改訂版③をご一読いただき、園児の安全で楽しい園生活の実現のために、ご理解・ご協力をお願いいたします。特に、次の点につきましてご留意をお願いいたします。

(1) 幼稚部における感染防止対策について

- 感染拡大防止のため、特別な事情の無い限り保護者が園舎内に入ることはできません。

(2) 保育活動について

- 州やフランクフルト市の指示により休園等の指示がない限り、これまで通り通常の保育時間となります。
 - 保育活動の内容により制限がある活動は、実施できない場合もありますが、内容を変更するなどして可能な限り実施していきます。
 - 園行事につきましては、精選しながら実施可能な行事のみ行います。
 - 当分の間、園行事等の保護者の参観については行うことができません。
- ※ 州やフランクフルト市の行事制限や人数制限の解除等により実施可能となります。

(3) 登園・降園について

- 引き続き、登園・降園の際には、他の保護者や園児とは、会話を控える、距離を取る（1.5m）など、可能な限り接触を避け、感染防止に努めてください。

(4) 改訂版「登園禁止の目安チャート」について

- 毎朝、検温等、健康観察を行い、「健康観察カード」に記入をお願いします。何等かの症状がある場合、無理して登園せず体調が整うまで、自宅静養するなどの対応をお願いします。
- 「健康観察カード」に記載の症状がある場合、改訂版「登園禁止の目安チャート」（来週中に配信予定）により適切に対応をお願いします。
- 感染者との接触が合った場合、濃厚接触者と接触の可能性があった場合につきましても、改訂版「登園禁止の目安チャート」により対応をお願いします。
 - 感染者と接触のあった園児（濃厚接触者）及び家族に濃厚接触者が出た園児は、保健所の指示のもと登園禁止となります。
 - 家族以外の濃厚接触者と接触があった園児は登園可能ですが、その濃厚接触者が感染者となった場合は、保健所の指示のもと登園禁止となる場合があります。

<参考>

- ・ 保健所や医院では感染の症状がある者、その疑いが強い者が感染検査の対象となります。
- ・ 他方、フランクフルト空港の民間検査場は、症状の無い者が対象となります。以下を参照ください。

<https://www.frankfurt-airport.com/de/reisevorbereitung/coronavirus/corona-tests-am-flughafen.html>

(5) 最後に

現在、フランクフルト市の感染者数が急増しております。本幼稚部では、皆様のご協力で、感染者が出ることなく日々保育活動を行うことができていることに感謝申し上げます。このような厳しい状況ですが、一人一人の細心の注意でコロナウイルス感染を乗り切りたいと思います。今後ともご理解・ご協力をお願いいたします。

登園再開に当たっての留意点(お願い)

改訂版③

感染拡大を防ぐため、次の点について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- ◆ **毎朝、検温**し、平熱より高い場合は登園を差し控える。平熱より高い状態が続く場合は医師に相談する。
 - 園より配布の健康観察カードで毎朝チェックし、次のような症状がある場合は自宅待機とする。
(発熱、から咳、息苦しさ、味覚・嗅覚の異常、喉の痛み、関節の痛み、腹痛、吐き気、嘔吐、下痢等)
 - ※ **健康観察カードは、月末に配付いたします。自宅で保管し、翌月の月末に担任に提出する。**
 - 感染防止のための欠席は、出席停止扱いとする。
 - 保育活動中の中座(中抜け)した場合、再登園の際に再検温し、健康状態を確認する。
その際に、発熱など、体調不良があった場合は、そのまま降園とする。
 - 何等かの症状が出た場合、添付の改訂版「**登園禁止の目安チャート**」により対応する。症状が治まり、再登園する際は、添付の「**受診届**」を保護者が記入のうえ提出する。※医師による「**治癒証明書**」は不要。
 - **医師等の指示により PCR 検査を受けることになった場合、速やかに園に連絡する。**
- ◆ 園児及びその家族が感染した場合は、登園できない。
また、感染者と接触して 14 日が経過していない場合も登園はできない。但し、**PCR 検査を受けて陰性の場合は、医師の指示により登園可能。**
- ◆ 登園・降園の際には、保護者も園児もマスクを着用する。(医療用でなくても可)
 - 学校・園敷地内においては、保護者は必ずマスクを着用する。※州令により義務化
 - 園児は、保育活動中はマスクを着用しない。受け入れの際に園児が着用しているマスクは保護者が預かり、お迎えの際に園児用マスクを持参し着用させる。
※保護者の希望により、保育活動中もマスクをさせたい場合は、園に申し出る。
※通常クラスへ配布の No282 「かしの木」、すずらん組に配布の No2 「オンライン幼稚園だより」に掲載のマスクの正しい着用の仕方により、マスクが正しく着用できるようご自宅で練習しておく。
- ◆ 登園・降園の際には、他の保護者や園児とは、会話を控える、距離を取るなど、可能な限り接触を避け、感染防止に努める。
- ◆ 車で送迎される方は、従来通りスーパーALDI 駐車場を利用する。駐車場内でも、他の保護者や園児と、可能な限り接触を避けるよう努める。
- ◆ 園児の送迎者は、原則、保護者とする。特別な事情により、第三者に送迎を依頼する場合は、事前に園に連絡する。そして、送迎の際に、送迎者の氏名・住所・連絡先等を所定用紙に記入する。
- ◆ 送迎の際、園児の送迎者は、消毒液で手を除菌する。 ※消毒液は園で設置
- ◆ 送迎の際には、速やかに、園児の引き渡し、引き取りを行う。
- ◆ **可能な限り保育活動中の、遅刻・中座(中抜け)・早退は差し控える。**
学校に兄妹のいる園児で、学校の下校時間が幼稚部より早い場合は、学校の「教室待機許可願」を活用し、幼稚部の降園時間に可能な限り合わせる。
- ◆ 保護者は園舎内には入ることはできない。園舎内のトイレは使用できない。
- ◆ 感染防止のため、図書の出借はできない。
- ◆ **学期ごとに貸し出している行事記録 USB は、除菌に注意しながら貸出を再開する。**
- ◆ **換気のため窓を開けての活動や屋外での活動が多いので、体温調節ができるよう衣服を準備する。**
- ◆ 距離感を意識して行動する、手洗い・うがいを励行する、手で顔(特に口・目・鼻)に触れない、咳やくしゃみの時は肘でカバーするなど、ご家庭でも基本的な感染防止に対する意識を高めるようお願いかける。
- ◆ 園から貸し出した着替え、上履きなどは、感染防止対策のため 60℃で洗濯してから返却する。
- ◆ コロナウィルス感染防止のため、園内で、他園児への品物やお手紙の受け渡しは差し控える。
- ◆ コロナウィルス感染対策の規制緩和により、公園などで遊ぶことが可能になっている。しかし、感染防止策として規制が完全に解除されるまでは、降園後、園児が複数で集まって遊ぶことは控えるよう努める。

◆ハッセン州方針及びフランクフルト市当局方針に基づき策定した「幼稚部衛生計画」により作成

2020. 06. 08 起

2020. 07. 13 改訂①

2020. 08. 24 改訂②

2020. 10. 30 改訂③

幼稚部におけるコロナウィルス感染防止対策^{改訂版③}

感染拡大を防ぐため、次の防止対策に努めます。

<活動単位>

- ◆ クラス単位で、原則同じ教師が保育活動を行う。

<保育活動>

- ◆ 毎朝、園児の健康観察を行う。
- ◆ 感染の危険性の低い屋外での活動を中心とする。
 - ・ 園庭・新園庭・校庭・校庭グラウンドをローテーションして、クラス単位で屋外で遊ぶ。
- ◆ 幼稚部近隣の園外に散歩などする場合は、クラス単位で行う。
 - ・ 行き帰り、公園などで、第三者との交流を差し控える。
 - ・ 帰園後、うがい、手洗いを徹底する。
- ◆ 朝の会、帰りの会等で、園児が一同に集うときは、一定の距離を保てるよう留意する。
- ◆ 発達段階に応じて、距離感を意識しながら遊びに参加できるように園児に働きかける。
- ◆ 合唱、発声を中核とした活動は行わない。
 - ※ 独唱は可能。但し、3mの距離を取り最長 30 分までとし、直後にしっかり換気する。
 - ※ 屋外での合唱については、距離（1.5m）を保ち行う場合は可能である。
- ◆ 管楽器演奏は行わない。
 - ※ 管楽器の独奏は可能。但し、2.5mの距離を取り最長 30 分までとし、直後にしっかり換気する。
 - ※ 管楽器以外の演奏は可能。但し、楽器の貸し借りや共用は禁止。共用などの場合は除菌する。
 - また、楽器より水滴が落ちる場合は、速やかに拭き取り、即座に手洗いをする。
 - ※ 屋外での合奏（管楽器を含む）については、距離（1.5m）を保ち行う場合は可能である。
- ◆ 室内でのスポーツ活動等は、換気を十分に行い、クラス単位でなら可能。横割りの体操は実施不可。
- ◆ 調理を伴うような保育活動は行わない。
- ◆ 廊下で遊ばない。また、多数の園児が同時に廊下移動しない。
- ◆ 教師はできるだけ園児に身体接触しない。やむを得ない場合に限る。
- ◆ 感染防止のため、保育活動中、園職員、教師は、マスクを着用する。

<昼食>

- ◆ 昼食は、クラス内で（同一場所、同一メンバー）でとる。
- ◆ 感染防止のため、クラスの園児の半数ずつ、時間をずらして昼食をとる。
- ◆ 可能な限り距離を保てるよう座席を定める。
- ◆ 昼食前に、テーブルの除菌をする。
- ◆ コロナ対策期間においては、うがいを歯磨きの代用とする。

<トイレの使用>

- ◆ トイレの使用時は、教師が引率し、一度に 3 名以上の園児が使用しないようにする。
 - クラスごとに使用するトイレを決める。

<体調不良の園児への対応>

- ◆ 登園後、体調を崩した園児については、別室で個別に対応し、速やかに保護者にお迎えをお願いする。その際には、職員も園児も、マスクを着用する。

<園児に対する衛生管理>

- ◆ 手洗い・うがいの励行に努める。
 - 手洗い・・・登園後、降園前、トイレ使用后、マスク着脱後、屋外での活動後等、石鹸で手洗います。
 - うがい・・・登園後、降園前、屋外での活動後、また時間を決めて定期的なうがいをする。
※うがいが苦手な園児は、水やお茶を飲むことで代用する。
- ◆ 換気のため窓を開けて活動する。
 - ※ 天候等より窓を閉めて活動する場合は、20分毎に室内全体の空気を入れ替える。
- ◆ 園児の唾液が、他の園児や教師についた場合は、水洗いし除菌シート(身体用)で拭き取る。園児の衣類に唾液が染み込んでいる場合は、必要に応じて着替えさせる。
- ◆ 定期的に除菌する。
 - トイレの使用後、引率教師が、水道の蛇口、ドアノブ、洗浄ボタン、便座を拭き取り除菌する。
 - 保育室は、園児が降園後、担当が除菌する。
 - ・ 机、椅子、ガードローベ、タオル掛けフゴン、玩具等、表面が滑らかなものは、拭き取り除菌
 - ・ ソファ、布製の玩具等は、スプレー除菌
 - ・ 洗浄できるものは、3日に1回(水・金)、60℃以上で洗浄し、十分に乾燥させる。
 - ・ 消毒が難しいものは、天日干し(週2回 水・金)する。
 - 屋外の遊具等は、場所をローテーションする度に、園児の手が触れる場所を中心に拭き取り除菌をする。屋外で使用する玩具は、毎日天日干しをする。
 - 園児が使用しない、職員室、プレイルーム、個室、キッチン等のドアノブ、流し台、机、椅子等も、定期的に拭き取り除菌する。
- ◆ トイレ、洗面所の衛生管理と清掃に努める。
 - 嘔吐物の処理、排泄物の除去、トイレの介助の際等には、使い捨てゴム手袋、マスクを着用する。
 - 糞便、血液、嘔吐物の処理後は、消毒液をしみ込ませた布で消毒する。
 - 処理に使用したものは、トイレに流すか、ナイロン袋に入れ密封のうえ廃棄する。

<感染経路追跡のための記録>

- ◆ 保育活動参加の園児氏名、担当教師の氏名・担当時間を記録する。
- ◆ 園内での部外者との接触は、必要最低限に抑えるとともに、園児の滞在時間を避ける。
 - 園内に部外者(保護者以外の第三者)が入った場合、氏名、連絡先、来園理由等を記録する。
 - 可能な限り、園舎外での接触とする。
- ◆ 特別な事情の無い限り、保護者も園舎内に入ることはできない。入った場合、氏名、連絡先、来園理由等を記録する。

<登園禁止の目安及び受診届の提出>

- ◆ 何等かの症状が出た場合、添付の「登園禁止の目安チャート」により対応する。
- ◆ 症状が治まり、再登園する際は、「受診届」を園に提出する。※医師の「治癒証明書」は不要。

<休園等の措置>

- ◆ 園児及びその家族、職員及びその家族から感染者が発生した場合は、感染者の人権に配慮するとともに、領事館・現地保健局・州文部省の指示のもと、全園又は一部の休園等の措置を取り、感染拡大を防ぐ。

.....

- ◆ ヘッセン州方針及びフランクフルト市当局方針に基づき策定した「幼稚部衛生計画」により作成

2020.06.08 起

2020.07.13 改訂①

2020.08.24 改訂②

2020.10.30 改訂③